

商品概要説明書

積立式定期貯金（エンドレス型）

（平成30年7月1日現在）

1. 商品名	○積立式定期貯金（エンドレス型）
2. 販売対象	○個人・法人・任意団体
3. 期 間	○積立期限には定めがありません。
4. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	○自動振替により、1か月、2か月、3か月、6か月）のいずれかの積立周期により預入れいただきます。なお、随時に預入れいただくこともできます。 ○預入時のお申し出により、最大6回まで増額月を設定できます。 ○1回あたり1円以上 ○1円単位
5. 払戻方法	○一部支払、明細支払、概算金支払および全額支払ができます。
6. 利 息 (1) 適用金利 (2) 支払頻度 (3) 計算方法 (4) 税 金 (5) 金利情報の入手方法	（個人） ○各分割預入時における期日指定定期貯金の約定利率を適用します。 （法人・任意団体） ○スーパー定期貯金（単利型）の約定利率を適用します。 ○払戻時に一括して支払います。 （個人） ○期日指定定期の計算方法を適用します。 （法人・任意団体） ○スーパー定期貯金（単利型）の計算方法を適用します。 ○個人のお客さまは20%（国税15%、地方税5%） [※] の分離課税、法人・任意団体のお客さまは総合課税となります。 ※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間は、20.315%（国税15.315%、地方税5%）となります。 ○金利は店頭に表示しています。
7. 手数料	———
8. 付加できる 特約事項	○個人のお客さまはマル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができます。
9. 中途解約時 の取扱い	○満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。 〈スーパー定期貯金の場合〉 以下の預入期間に応じた利率で計算します。 A. 6か月未満 …………… 解約日における普通貯金利率

	<p>B. 6か月以上1年未満 … 約定利率×50%</p> <p>C. 1年以上2年未満 …… 約定利率×70%</p> <p>〈期日指定定期貯金の場合〉</p> <p>以下の預入期間に応じた利率で計算します。</p> <p>A. 6か月未満 …………… 解約日における普通貯金利率</p> <p>B. 6か月以上1年未満 …… 約定利率（2年以上の利率）×40%</p> <p>C. 1年以上1年6か月未満 … 約定利率（2年以上の利率）×50%</p> <p>D. 1年6か月以上2年未満 … 約定利率（2年以上の利率）×60%</p> <p>E. 2年以上2年6か月未満 … 約定利率（2年以上の利率）×70%</p> <p>F. 2年6か月以上3年未満 … 約定利率（2年以上の利率）×90%</p>
10. 貯金保険制度 （公的制度）	<p>○保護対象</p> <p>当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。</p>
11. 苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p>○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA本支店または金融部（電話：0544-58-6611）にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、一般社団法人 JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記JA金融部またはJAバンク相談所にお申し出ください。</p> <p>静岡県弁護士会あっせん・仲裁センター（JAバンク相談所を通じてのご利用となります。JAバンク相談所にお申し出ください。）</p>
12. その他参考となる事項	—————

詳しくは窓口にお問い合わせください。

JA富士宮